

〈第7回〉容リ法における「リサイクル」とは？

これまで容器包装リサイクル法（容リ法）の背景と内容、再商品化義務の履行方法、国や日本容器包装リサイクル協会が実施するただ乗り（再商品化義務の不履行）事業者対策などの解説をしてきました。今号では、容リ法におけるリサイクルとは何か、そもそも容器包装ごみをリサイクルすると何に生まれ変わるのか、PETボトルを例に解説します。

Q この写真は何でしょう？

A 容リ法での「再商品化」は、「市町村が分別収集した容器包装ごみを、製品または製品の原材料として取引

PETボトルからつくられたフレーク



ペレットと呼ばれる「再商品化製品」



され得る状態にすることを指します。写真は、使用済みPETボトルからつくられたフレークとペレットと呼ばれる「再商品化製品」です。

消費者が排出した使用済みPETボトルは、市町村による収集・選別・異物除去を経て、法律に定められた「分別基準」に適合した状態にしま

す。それを再商品化事業者（リサイクラー）が引き取り、一定の処理を施してフレークやペレットをつくりま

る。当協会が行っているリサイクルフレークやペレットなどの再商品化製品から何がつけられるのでしょうか？



A ①ボトル
②シート類・卵パックやブリスターパック

③繊維製品・衣類、自動車の内装材やカーペット
④成形品・文房具、植木鉢、インテリアボックスなどの日用雑貨
フレークやペレットなどの再商品化製品からつくられる最終製品は「再商品化製品利用製品」といいます。近年主流となってきたのは、ボトルからボトルへの水平リサイクルやスポーツ衣料で使用されるような高品質繊維などへの高度リサイクルです。使用済みのPETボトルを家庭から排出する前に、軽くすすいでキャップとラベルを外すのは、より高品質な再商品化製品をつくるためなのです。PETボトルに限らず、使い終わった容器包装を正しく捨てる

と貴重な資源ができるので資源循環の促進につながります。
PETボトル以外の容器包装（ガラスびん、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）の用途については、解説ページおよび、動画「どうなる？ どうなる！リサイクル」をご覧ください。

これまでの連載はこちら（日商Asist Biz）

